産婦人科クリニックさくら　オンライン診療計画　　令和１年８月２日

１．目的

当クリニックでオンライン診療を行うにあたり、担当医師が患者さんの心身の状態について十分な医学的評価を行った上で、医療の安全性の担保および質の確保・向上や、利便性の向上を図る観点から、必要となる患者さんと医師間のルールを「診療計画」として定める。

２．診療計画

以下の計画につき、患者さんの合意を得る。 原則として同じ医師が期間中の指導を行う。診療を行う医師が代わる場合にも、この「診療計画」の継続または変更が患者さんの不利益につながるかどうか慎重に判断し、つねに患者さんの意思を十分尊重するものとする。

【原則】担当医師は、オンライン診療を行う前に、患者さんの心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、次に示す診療計画を定める。

・ オンライン診療で行う具体的な診療内容	● 治療内容：患者さんの状態が安定しており、前回と同じ投薬治療である場合や結果の説明など（予め決めていた診療内容のみ）
・ オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等）	●初回診察は直接の対面診療を行う。再診はオンライン診療で行う。 ・初診：対面診療 ・再診：医師が患者さんの状態に応じてオンライン診療を指示し、実施する
・ 診療時間に関する事項（予約制等）	●事前予約制
・ オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等）	●患者さん側：スマートフォン ●医師側：医療機関 PC 等の情報端末 ●オンライン診療を可能にするシステム・サービス
・ オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む。）	●オンライン診療を行わないと判断する条件： ・副作用等で治療内容の変更または中止が必要な場合 ・情報通信環境の障害等で円滑な診療を行うことができない場合 ・その他、オンライン診療だけでは患者さんの状態について十分な情報が把握できないと医師が判断する場合 ●上記条件に該当すると医師が判断した場合、すみやかにオンライン診療を中止し、対面診療に切り替える
・ 急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示）	●万一の急病急変時には、まず当クリニックにて受診 ●必要に応じて、高次施設へ適切に紹介を行う

・複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示	●オンライン診療を行う医師は、対面診療を行った医師から患者さんの状態、診療情報を十分に聞き取り、カルテに基づいて実施する
・ 情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任分界点等の明示	●医師は、セキュリティリスクを十分に勘案した上でオンライン診療システムを選択する ●医療機関及びオンライン診療システム提供事業者は、オンライン診療の適切な実施に関する指針に定める情報セキュリティに関するルールを厳守したシステムを構築し、常にその状態を保つ ●患者さんおよび医師がシステムを利用する際の権利、義務、リスク等を明示し、かつ情報漏洩等のセキュリティリスク、医師・患者さん双方のセキュリティ対策の内容、患者さんへの影響等について、平易に説明できるオンライン診療システム提供事業者を、医師は選択する ●患者さんの行為により、セキュリティ事案や損害等が生じた場合、発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、医師は責任を負わない

３．データ保存

オンライン診療において、映像や音声等を、医師側又は患者さん側端末に保存する場合には、それらの情報が診療以外の目的に使用され、患者さん又は医師が不利益を被ることを防ぐ観点から、映像や音声等の保存の要否や保存端末等の取り決めについて、患者さんと医師間で事前に合意しておく必要がある。

医療機関側はオンライン診療において、カルテ（診療録）等の記録作成・エビデンス蓄積のため必要な音声や動画等の記録を行うことがある。その際、情報セキュリティには十分な配慮と対策を講じる。

以上